

## 九州大学受託研究員受入規程

平成16年度九大規程第91号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 元年 9月19日  
(令和元年度九大規程第45号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における受託研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 受託研究員は、我が国の産業の進展に資するため、商法（明治32年法律第48号）等に基づく会社、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された学術に関する法人等（以下「民間会社等」という。）の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）を本学に受入れ、その研究の機会を与えることにより、当該現職技術者等の能力の一層の向上を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 受託研究員として受け入れることができる者は、専門的な知識・能力を有し、現に民間会社等において技術者又は研究者としての職務に従事している者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することができるもの又は本学がこれらに準ずる学力があると認めたものとする。

(受入れの許可)

第4条 現職技術者等を受託研究員として委託しようとする民間会社等の長（以下「委託者」という。）は、所定の受託研究員申請書に履歴書及び推薦書を添えて、当該現職技術者等が研究指導を希望する部局（以下「研究指導部局」という。）の長に申請するものとする。

2 研究指導部局の長は、受入れが適当であると認めたときは、その受入れを総長に申請するものとする。

3 総長は、前項の申請があった場合において、受入れが適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究期間)

第5条 受託研究員の研究期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

2 前項に定める研究期間は、研究開始日の属する月から研究終了日の属する月までの月数とする。

3 総長は、委託者から受託研究員の研究期間の更新の申請があったときは、研究指導部局の長と協議を行い、研究の継続の必要があると認めるときは、これを許可するものとする。

(研究方法)

第6条 研究指導部局の長は、受託研究員が希望する研究事項を考慮して指導教授等を定め、大学院で行う程度の研究指導を行うものとする。

(研究料)

第7条 受託研究員の研究料は、月額46,000円とする。

2 委託者は、受託研究員の受入れを許可されたときは、前項の研究料に研究期間の月数を乗じた額を納入しなければならない。

3 本学が指定する日までに研究料を納入しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

4 研究期間の範囲内で、次条の規定により研究を中止した後に研究を再開する場合には、同一の受託研究員に係る研究料は徴収しない。

5 既納の研究料は、返還しない。

(研究の中止)

第8条 総長は、受託研究員が研究を継続することが不相当と認められるときは、研究指導部局の長と協議を行い、研究の中止を命じることができる。

2 委託者は、受託研究員の研究を中止しようとするときは、総長に申し出なければならない。

(受託研究員の責務)

第9条 受託研究員は、研究の実施にあたっては、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消)

第10条 受託研究員が、前条の規定に違反し、又は受託研究員としてふさわしくない行為があったときは、総長は、当該受託研究員の受入れの許可を取り消すことができる。

(証明書の交付)

第11条 受託研究員から願い出があったときは、研究指導部局の長は、当該研究事項等について、証明書を交付するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研究員の受入れに関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第25号)

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第138号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第152号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第45号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。